

第2部

各サービスの内容・基準・単価・指定 について

- (1) 基準を緩和した訪問型サービス
(訪問型サービスA)

(1) 基準を緩和した訪問型サービス(訪問型サービスA)

①内容

・飯能市が用いるサービス名称は「訪問型サービスA」。

・サービス提供時間を45分以内とする。

・内容は簡易な生活支援に限り行うものとし、身体介護は含まない。

ex)排泄・食事・外出・服薬などの行為における介助、入浴、清拭等は含まない。

・身体介護は行わないため、サービス提供者の資格は問わない。

ただし、無資格者を従事者としてサービスを実施する場合は、下記の一定の研修を実施したうえで、提供にあたること。

また、研修内容等が判明できる書類を事前に指定申請や変更届の際に市へ提出すること。

・利用者負担割合は介護給付と同様に、1割(一定以上所得者は2割)とする。

<一定の研修内容>

(1)従事者の資格要件における一定の研修受講者とは、各事業所等において実施する講義と演習及び有資格者との現場随行を修了した者とする。

(2)上記(1)における講義とは、①不正防止 ②事故発生時の対応 ③個人情報保護 ④緊急時の対応 ⑤介護保険制度 ⑥認知症高齢者⑦コミュニケーション ⑧個別サービス計画作成における内容のものとする。ただし、各事業所等により、講義項目の追加等は妨げない。

(3)上記(1)における演習とは、①福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習 ②基本的な介護技術に関する演習③事例の検討に関する演習における内容のものとする。ただし、各事業所等により、演習項目の追加等は妨げない。

②基準(緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA))

	従来の介護予防訪問介護相当のサービス(訪問型サービス)	緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA)	
訪問型サービスの基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※1・・・常勤・専従1以上 ・訪問介護員等・・・常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ・サービス提供責任者・・・常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※・・・専従1以上 ・従事者・・・必要数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】 ・訪問事業責任者・・・従事者のうち1人以上必要数 【資格要件:従事者に同じ】 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品 	
	運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理(法定) ・従事者又は従事者であった者の秘密保持(法定) ・事故発生時の対応(法定) ・廃止・休止の届出と便宜の提供(法定)
	現行との比較		<ul style="list-style-type: none"> ・基本報酬に処遇改善分も含め算定 ・介護報酬加算は初回加算のみ ・サービス内容は身体介護を含まない (提供外のサービス例:入浴、外出、排泄、服薬などの介助) ・1回45分以内のサービスとする

②基準(緩和した基準によるサービスと一体的に実施する場合の介護給付の基準)

	従来の介護予防訪問介護相当のサービスと一体的に実施	緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA)と一体的に実施	
一体的に行う場合の介護給付の基準	人員	<p>●要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※1・・・常勤・専従1以上 ・訪問介護員等・・・常勤換算2.5以上 <p>【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者・・・常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2 <p>【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能 <p>【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護員等・・・常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者・・・3人以上 	<p>●訪問介護員等は要支援者と要介護者を合わせた数。サービス提供責任者は要介護者数で介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数(下線部分)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※1・・・専従1以上 ・訪問介護員等・・・常勤換算2.5以上 <p>【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者・・・常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2※3 <p>【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能 ※3 要介護者の処遇に影響がないよう配慮 <p>【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護員等・・・常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者・・・1人以上+1人以上の訪問事業責任者
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品 	
	運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成・運営規定等の説明・同意・提供拒否の禁止・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等・事故発生時の対応・廃止・休止の届出と便宜の提供等 	
	その他		

③単価

- 基本報酬は現行の約10%程度の減とする。加算報酬は初回加算のみ。
- 専門職の配置による加算・減算は行わない。
- 介護保険制度にある介護職員処遇改善加算は、訪問型サービスAの実施においては、**算定できないものとする**。基本報酬に含めるものとし、指定を受ける事業者においては、①職務内容等を踏まえ、介護職員及び従事職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。②①について、全ての介護職員、従事者に周知していること。の①②両方を満たすことを指定基準とする。

- 同一建物減算の考え方については、従来の介護予防訪問介護と同等とする。

<サービス内容及び単価>

- イ 訪問型サービスA①(緩和) 1月につき 1,051単位 (1日につき35単位)
(事業対象者・要支援1・要支援2 1月に週1回程度)
- ロ 訪問型サービスA②(緩和) 1月につき 2,101単位 (1日につき70単位)
(事業対象者・要支援1・要支援2 1月に週2回程度)
- ハ 訪問型サービスA③(緩和) 1月につき 3,333単位 (1日につき111単位)
(事業対象者・要支援2 1月に週2回を超える程度)
- ニ 訪問型サービスA①(緩和) 同一建物減算 1月につき 945単位 (1日につき31単位)
(事業対象者・要支援1・要支援2 1月に週1回程度)
- ホ 訪問型サービスA②(緩和) 同一建物減算 1月につき 1,890単位 (1日につき63単位)
(事業対象者・要支援1・要支援2 1月に週2回程度)
- ヘ 訪問型サービスA③(緩和) 同一建物減算 1月につき 2,999単位 (1日につき99単位)
(事業対象者・要支援2 1月に週2回を超える程度)

初回加算 200単位

④指定

事業者は訪問型サービスAの事業を実施するにあたり、下記の①から⑮の書類を市に提出することとする。

- ①飯能市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者指定申請書(様式第1号)
- ②第1号事業者(訪問型A)の指定に係る記載事項(付表1)
- ③申請書の定款、寄付行為等及びその登記簿謄本又は条例等※
- ④従業者の資格証の写し、雇用契約書の写し又は誓約文
- ⑤管理者経歴書※
- ⑥訪問事業責任者経歴書
- ⑦事業所の平面図等外観及び内部の様子が分かる写真※
- ⑧運営規定(料金表含む)
- ⑨利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑩当該申請に係る資産の状況※
- ⑪介護保険法第115条の45の5第2項の規定を満たす旨の誓約書
- ⑫役員名簿※
- ⑬介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ⑭(無資格者を従事者とする場合)研修受講報告書等の研修の内容、対象、開催日時等が分かるもの
- ⑮その他区が適当と認めるもの

※既に埼玉県に訪問介護・介護予防訪問介護事業者として指定を受けている場合は上記書類一覧中の③、⑤、⑦、⑩、⑫の提出は省略できる。

<指定に際しての留意事項>

●飯能市における新総合事業の事業所指定は、飯能市の被保険者及び飯能市に住民票のある住所地特例対象者にのみ適用される。

●利用者によって、保険者が異なる場合は、保険者ごとに指定申請を行う必要がある。

下記は、事業所が飯能市と他市のそれぞれの利用者をかかえており、かつ飯能市と他市も総合事業を実施している場合の例。

Aさん:保険者が飯能市 Bさん:保険者がC市

事業所がAさんに飯能市の緩和した基準の訪問型サービスAを、BさんにC市の緩和した基準の訪問型サービスを提供する場合⇒飯能市及びC市の双方に緩和した基準による訪問型サービスAの指定申請を行う必要がある。

各サービスの内容・基準・単価・指定 について

(2) 基準を緩和した通所型サービス (通所型サービスA)

(2) 基準を緩和した通所型サービス(通所型サービスA)

①内容

- ・飯能市が用いるサービス名称は「通所型サービスA」。
- ・サービス提供時間を2時間以上5時間程度とする。
- ・入浴の提供は行わない。
- ・基本報酬は現行の約10%程度の減とする。送迎分は基本報酬に含める。
- ・専門職の配置による加算・減算は行わない。
- ・提供内容には、運動器機能や生活機能を向上させる内容を盛り込むこと。
- ・利用者負担割合は介護給付と同様に、1割(一定以上所得者は2割)とする。

②基準(緩和した基準によるサービス(通所型サービスA))

	従来の介護予防通所介護相当のサービス (通所型サービス)	緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)	
通所型サービスの基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※・・・専従1以上 ・生活相談員・・・専従1以上 ・看護職員・・・専従1以上 ・介護職員・・・～15人 専従1以上 15人～利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員・・・1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※・・・専従1以上 ・従事者・・・～15人 専従1以上 15人～利用者1人に必要数 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ・必要な設備・備品 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備
	運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理(法定) ・従事者又は従事者であった者の秘密保持(法定) ・事故発生時の対応(法定) ・廃止・休止の届出と便宜の提供(法定) ・運動器機能や生活機能を向上させるプログラムの提供。
	現行との比較		<ul style="list-style-type: none"> ・基本報酬に処遇改善分も含め算定 ・基準緩和型サービスであるため、専門職の配置等による加算・減算は行わない ・入浴の提供は行わない ・サービス提供時間は2時間以上5時間程度

②基準(緩和した基準によるサービスと一体的に実施する場合の介護給付の基準)

	従来の介護予防通所介護相当のサービスと一体的に実施	緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)と一体的に実施	
一体的に行う場合の介護給付の基準	人員	<p>●現行と同様、従事者が専従要件を満たしているのみなし、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす(波線部分)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※…常勤・専従1以上 ・生活相談員…専従1以上 ・看護職員…専従1以上 ・介護職員…～15人 専従1以上 15人～利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員…1以上 <p>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>	<p>●従事者が専従要件を満たしているのみなし、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数(下線部分)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※…常勤・専従1以上 ・生活相談員…専従1以上 ・看護職員…専従1以上 ・介護職員…～15人 専従1以上 15人～利用者1人に専従0.1以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員…1以上 <p>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	
	運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供等 	
	備考		必ずしも場所を分ける必要はないが、必要に応じてプログラム内容を区分するなど、要介護者の処遇に影響がないよう配慮。

③単価

- 基本報酬は現行の約10%程度の減とする。送迎分は基本報酬に含める。
- 専門職の配置による加算・減算は行わない。
- 介護保険制度にある介護職員処遇改善加算は、通所型サービスAの実施においては、**算定できないものとする**。基本報酬に含めるものとし、指定を受ける事業者においては、①職務内容等を踏まえ、介護職員及び従事職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。②①について、全ての介護職員、従事者に周知していること。の①②両方を満たすことを指定基準とする。

- 定員超過の場合は下記単位の100分の70を乗じた値とする。
- 同一建物減算の考え方は、従来の介護予防通所介護と同等とする。

<サービス内容及び単価>

- イ 通所型サービスA①(緩和) 1月につき 1, 478単位 (1日につき49単位)
(事業対象者・要支援1・要支援2 1月に週1回程度)
- ロ 通所型サービスA②(緩和) 1月につき 3, 039単位 (1日につき101単位)
(事業対象者・要支援1・要支援2 1月に週2回程度)
- ハ 通所型サービスA①(緩和)同一建物減算 1月につき 1, 140単位 (1日につき37単位)
(事業対象者・要支援1・要支援2 1月に週1回程度)
- ニ 通所型サービスA②(緩和)同一建物減算 1月につき 2, 363単位 (1日につき77単位)
(事業対象者・要支援1・要支援2 1月に週2回程度)

④指定

事業者は通所型サービスAの事業を実施するにあたり、下記の①から⑭の書類を市に提出することとする。

- ①飯能市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者指定申請書(様式第1号)
- ②第1号事業者(通所型A)の指定に係る記載事項(付表1)
- ③申請書の定款、寄付行為等及びその登記簿謄本又は条例等※
- ④従業員の資格証の写し、雇用契約書の写し又は誓約文
- ⑤サービス提供単位一覧表及び日課表等(サービス内容が分かるもの)
- ⑥管理者経歴書※
- ⑦事業所の平面図等外観及び内部の様子が分かる写真※
- ⑧運営規定(料金表含む)
- ⑨利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑩当該申請に係る資産の状況※
- ⑪介護保険法第115条の45の5第2項の規定を満たす旨の誓約書
- ⑫役員名簿※
- ⑬介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ⑭その他区が適当と認めるもの

※既に埼玉県に通所介護・介護予防通所介護事業者として指定を受けている場合は上記書類一覧中の③、⑥、⑦、⑩、⑫の提出は省略できる。

<指定に際しての留意事項>

●飯能市における新総合事業の事業所指定は、飯能市の被保険者及び飯能市に住民票のある住所地特例対象者にのみ適用される。

●利用者によって、保険者が異なる場合は、保険者ごとに指定申請を行う必要がある。

下記は、事業所が飯能市と他市のそれぞれの利用者をかかえており、かつ飯能市と他市も総合事業を実施している場合の例。

Aさん:保険者が飯能市 Bさん:保険者がC市

事業所がAさんに飯能市の緩和した基準の通所型サービスAを、BさんにC市の緩和した基準の通所型サービスを提供する場合

⇒飯能市及びC市の双方に緩和した基準による通所型サービスAの指定申請を行う必要がある。

今後のスケジュール

1 各事業所様へ総合事業指定申請書類のデータを送信します

- ・申請受付: 4月末まで(6月にスタートの場合)
- ・確認事務: 5月10日までに市が事業所へ
- ・県へ発送: 5月15日までに市が県へ提出

2 メールアドレスの確認について(お願い)

- ・市では各事業所様のアドレスを確認させていただきたいので、下記アドレスまでメールを送信してください(すべての事業者様対象です)

E-mail: kaigo@city.hanno.lg.jp